

告 示

埼玉県告示第三百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり令和五年三月十日付けで指定した。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

一般社団法人埼玉県計量協会

二 所在地

埼玉県さいたま市北区榎引町二丁目二百五十四番地一埼玉県計量検定所内

三 指定期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで